

保護者のみなさまへ

射水市子育て支援課

平成30年度私立幼稚園就園奨励費補助金、第3子以降補助金 第2子・ひとり親家庭等補助金についてのお知らせ

射水市では、射水市にお住まいになり、お子さんを私立幼稚園に通園させておられる保護者の経済負担軽減のため、私立幼稚園に対し次のとおり保育料の補助措置を行います。

1 補助の種類 (1)・(2)・(3)ともに、射水市に在住する方に限ります。

(1) 私立幼稚園就園奨励費補助金 (文部科学省から経費の一部が補助されています。)

【対象】 満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児を私立幼稚園に通園させている保護者

注) 満3歳児...満3歳に達した幼児が翌年度の4月を待たず年度途中に入園した園児
 3歳児...平成26年4月2日～平成27年4月1日に生まれた園児(年少)
 4歳児...平成25年4月2日～平成26年4月1日に生まれた園児(年中)
 5歳児...平成24年4月2日～平成25年4月1日に生まれた園児(年長)
 満3歳に達する前に入園した場合は、満3歳に達した月から対象(月割計算)になります。

【要件及び補助額】

園児の世帯が補助限度額表の所得階層区分ア～オに該当する世帯であること。
 補助限度額は、「市町村民税所得割額」及び「多子計算」に応じて決まります。

就園奨励費補助限度額表(その1)

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)			
		多子計算			
		A 第1子	B 第2子	C 第3子以降	
ア	生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円	
イ	市町村民税非課税世帯・ 市町村民税所得割非課税世帯 注6	入園料及び	272,000円	308,000円	308,000円
		保育料の 合計額	308,000円	308,000円	308,000円
ウ	市町村民税所得割額が 77,100円以下の世帯 注6	入園料及び	187,200円	247,000円	308,000円
		保育料の 合計額	272,000円	308,000円	308,000円

就園奨励費補助限度額表(その2)

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)			
		多子計算			
		A 第1子	B 第2子	C 第3子以降	
エ	市町村民税所得割額が 211,200円以下の世帯	入園料及び	62,200円	185,000円	308,000円
オ	上記区分以外の世帯	保育料の 合計額		154,000円	308,000円

注1 所得割額は、園児の世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者(父又は母よりも所得割額が高い祖父母等)の所得割額を合算した額が基準となります。

注2 所得割額は、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の適用前の額を用いて所得階層区分を決定します。

注3 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次により算定した額となります。

1 入園料が支払われている場合

上記の単価×(保育料の支払月数+3)÷15(100円未満を四捨五入)

2 入園料が支払われていない場合

上記の単価×保育料の支払月数÷12(100円未満を四捨五入)

(裏面へ続く)

- 注4 実際の幼稚園への支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とします。
- 注5 補助限度額表（その1）の多子計算は、年齢にかかわらず保護者と生計を一にする兄・姉の年齢の高い順に「第1子」「第2子」「第3子以降」、補助限度額表（その2）の多子計算は、同一世帯の小学校3年生までの兄・姉の年齢の高い順に「第1子」「第2子」「第3子以降」と数えて行います。
- 注6 補助限度額表（その1）の区分イ、ウに該当する世帯でひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯等の限度額については、各区分の下段の額が適用されます。

(2) 第3子以降補助金

【対象】 保護者世帯における出生第3子以降の満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児を私立幼稚園に通園させておられる保護者

(3) 第2子・ひとり親世帯等補助金

【対象】 就園奨励費補助限度額表（その1）の区分イ・ウに該当する世帯のうち、B第2子に該当する世帯の保護者又はひとり親、在宅障害児（者）のいる世帯の保護者

【補助額】 (2)(3)ともに

・入園料+保育料 - (1)の私立幼稚園就園奨励費補助金の額

2 手続きの方法

保育料の減免を希望される方は、次の書類を各幼稚園が指定する日までに幼稚園へ提出してください。各幼稚園が指定する日までに提出できない場合は、各幼稚園にご相談ください。

保育料等減免措置に関する調書	該当園児1名につき1部
世帯全員の住民票（住民票謄本）	該当世帯につき1部
世帯全員の平成30年度の市町村民税所得割額等が確認できる書類 「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書のコピー」、「市民税・県民税納税通知書のコピー」、「所得課税証明書」、「非課税証明書」、「保護証明」など	該当世帯につき1部
障害者手帳等(写)・ひとり親家庭等医療費受給資格証(写)	該当世帯のみ世帯につき1部

- ・の記載方法については、別添の記載例等を参考にしてください。
 - ・世帯における園児が複数の場合、下記 . . . は1部で構いません。
 - ・については、園児と生計を共にしている方**全員分**（未成年者・学生を除く。）が必要です。
 - ・単身赴任等で生計を担う方が別居している場合は、その方の分の . . . の書類が必要です。
- （海外在住等で住民票が出ない場合は、現住所がわかる住民票の除票など、市町村民税所得割額等が確認できない場合は、所得等がわかる源泉徴収票などを提出してください。）**

・税法上の寡婦（夫）控除等の対象とならない婚姻歴のないひとり親家庭について、**申請に基づき寡婦（夫）控除等のみなし適用**を行い、所得等の計算をします。該当される方は、直接射水市子育て支援課にご相談ください。

今年度からマイナンバー制度導入により、就園奨励費補助金事務のための個人番号申告書類が必要となります。

別紙「幼稚園保育料等の減免を受ける際には、個人番号（マイナンバー）の申告と本人確認が必要となりました」をご確認のうえ、必要書類の提出をお願いします。

なお、マイナンバー申告書及び確認書類は封をして、提出ください。

園では開封せずに射水市に届けられます。

3 認定通知・補助金の交付

審査の結果を各幼稚園にお知らせし、10月頃に各幼稚園に対して補助金を交付します。各幼稚園から保護者への交付時期については、各幼稚園にお問い合わせください。

【問合せ先】

各幼稚園

射水市子育て支援課（ 0766-51-6629 ）